

茂原市自治基本条例を考える市民の会 第 35 回会議 概要

開催日時	平成 25 年 8 月 27 日（火） 18 時～
開催場所	茂原市役所 102 会議室
出席者	実行委員会委員 30 名（うち 17 名所用のため欠席） 事務局（鶴岡企画政策課長、花沢企画政策課主幹、風戸企画政策課主査）
会議次第	1.開会 2.あいさつ 3.議題 (1) 条例づくり分科会について (2) その他 4.閉会
会議要旨	3.議題 (1) 条例づくり分科会について 【運営委員会について】 (市民の会代表) ・ 8/21 および 8/24 に運営委員会を開催し、すべての条文について調整を行った。本日の全体会でお諮りしたい。 【前文およびまえがきについて】 (市民の会代表) ・ 前回の全体会で出た意見・提言を踏まえて修正したが、運営委員会での協議はまだ済んでいない。次回の全体会で協議したいので、委員各位は内容を検討し、できれば文章化して次回に持参いただきたい。 Q.前文とまえがきの違いは。 A.前文は条例の内容の一部として、協議会に提出されるもの。まえがきは、提言書を取りまとめる上で、市民の会一同の想いをそこに書いたものであり、条例そのものではない。 【今後のスケジュールについて】 (市民の会代表) ・ 今日を含めて、全体会はあと 3 回。運営委員会を 9/6（金）、9/19（木）に行う。9/25（水）までに提言書を完成させたい。9/27（金）にはもばら市民塾 2013 を行う。 【市政に関する情報の共有】 ・ 「会議を非公開とする合理的な理由があるときはこの限りでない」とあるが、「合理的」と判断するのは誰か。この一文があるだけで、なんでも非公開にできてしまうのではないか。その根拠や非公開の理由を市民が知ることができるようにする必要があるのではないか。また、非公開とした判断に対して、

意見を言えるようにする必要があるのではないか。

A.確かに当局の都合によってという可能性がないわけではないが、情報公開の判断について議論する場所については公開されているはず。

・会議の開催について、市民に周知されているのか。

A.公開されている会議については、市のホームページで開催日時等が掲載されている。

・議会の会議についてはどうか。

A.議会は本会議および常任委員会が公開で開催されている。

・議会に属するその他の協議会についてはどうか。

A.公開を前提としていないものもある。

・ひらかれた市政をめざすのであれば、原則としてすべて公開にすべき。

A.公式な会議とそうでない非公式な会議がある。私的な諮問機関もある。どう表現するかは、次の運営委員会で協議させていただきたい。

【個人情報保護】

・文末表現を「～しなければなりません」ではなく、「～するものとします」のように改める。以下、すべて同じ。

【地域コミュニティの育成・支援】

・「地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で」とあるが、主体性と自主性・自立性は同じような内容であり、重複していないか。

A.C 分科会では、市民が中心であることを強調するため、あえてこのような表現にした。

【地域におけるまちづくり】

・「地域まちづくり協議会」の設置主体は誰になるのか。

A.立ち上げる際に、規約等をつくることになる。地域の諸団体が設置主体。

【住民投票】

・常設型住民投票にしないのか。ことが起きてから条例をつくるのでは遅いのではないか。

A.住民投票に付すべき事項は、市町村合併など、ある程度限定される。個別の案件ごとに条例をつくり、住民投票を実施することを想定している。この条項がなくても、有権者の署名を集めて条例の制定要求をすることができるが、この条項があることで、住民投票をすることができるということを市長に示すことができる。ここに規定しておけば、市長は裁量で住民投票条例案を上程できる。常設型では一般論となってしまう、個別の案件ごとに改正が必要になる場合もある。非常設型でも十分に対応可能であると判断した。

・事務局において、住民投票の常設型・非常設型の類型をまとめて示していただきたい。

【議会の役割と責務】

・議会が市民の声を聞くべきであるという内容はどこに入るか。

A.議員の責務や議会に対する市民の権利、市民の議会参加に含まれている。

・議会の情報公開について、本会議や委員会だけでなく、任意の会議についても公開してもらいたい。

【市長の役割と責務】

・積み残しであった男女共同参画を市長の責務に入れたとのことだが、男女共同参画は市長だけが取り組むものではない。個別の項目として独立させた方がいいのではないか。

A.どこに組み入れるのか悩んだところ。国では21世紀の最重要課題の一つとしており、市でも実施計画を立てて取り組んでいる。

【市政の自浄】

・職員が故意に事業の実施を阻むことを防止すべきという意見もあったが、どういう事態を想定しているのかわからなかった。職務怠慢であれば、人事異動させるなどの手段もあるし、懲戒処分などもある。

【財政運営】

・財政状況をインターネット等を活用して広報するとあるが、広報紙も立派な広報手段であり、インターネットを使うことができない人もまだまだ多い。「広報やインターネット等を活用し」とすべき。

【行政手続】

・行政手続法、行政手続条例がある中で、まちづくり条例に改めてこの条文を盛り込むことの意義について。この条例はまちづくりの現状があり、それを改善するためにどうしていけばいいのかを盛り込むべきであると考えており、他の条例等で間に合っていれば、無理してこの条例に盛り込まなくてもいいのではないか。

【国等との連携】

・「地方分権を推進するため、自立に向けて改革を推進します」と「推進」という言葉が2つ出てくる。

A.「地方分権を推進するため、国、県、その他地方公共団体と適切な役割分担の下、相互に協力します」という表現にしたい。

【委員会の設置】

・「市民自治によるまちづくりが進展しているかどうか」とあるが、「本条例に基づき」という文言を入れるべきではないか。

【その他】

・A・B・C 各分科会で、「現状がこうであり、条例ができたらかう変わる」と話し合った結果が、なぜ出てこないのか。

(事務局) 7月9日の議事録で示し、自治基本条例だよりでC分科会から順に「条例ができたらかう変わる」というテーマで紹介しているつもりでいたが、改めて皆さんにお示ししたい。

・9月議会の日程について。9/4(水)に開会、9/11(水)および12(木)に一般質問。9/13(金)に議案質疑。9/19(木)に閉会。

